

「第２期三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」の実施状況

令和７年３月に策定した「第２期三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」（以下、「計画」という。）の令和７年度における実施状況は以下のとおりです。

I 教育委員会における障がい者雇用等に関する実績

1 採用に関する実績（各年６月１日現在）

採用に関する目標は、令和７年６月１日時点の実雇用率を２.７０％と設定して取組を進めてきたところであり、取組の結果、目標を達成しました。

実雇用率	実績		
	令和５年	令和６年	令和７年
三重県教育委員会	2.70%	2.82%	2.72%

2 定着に関する実績（令和８年６月１日時点）

（１）常勤職員

〔（採用者数－離職者数）／採用者数〕

定着率※ ¹	令和６年度 （確定値）		令和７年度 （確定値）		令和７年度 （目標）	
	６か月後	１年後	６か月後	１年後	６か月後	１年後
教員	—	—	100% 〔2/2〕	100% 〔2/2〕	100%	100%
小中事務	100% 〔1/1〕	100% 〔1/1〕	—	—	100%	100%

（２）非常勤職員

〔（採用者数－離職者数）／採用者数〕

定着率※	令和６年度 （確定値）		令和７年度 （確定値）		令和７年度 （目標）	
	６か月後	１年後	６か月後	１年後	６か月後	１年後
学校業務 支援員等	100.0% 〔26/26〕	92.3% 〔24/26〕	86.7% 〔26/30〕	76.7% 〔23/30〕	100%	100%
非常勤 実習助手	100.0% 〔2/2〕	100.0% 〔2/2〕	100.0% 〔3/3〕	100.0% 〔3/3〕	100%	100%

※ 定着率＝（（採用数－離職者数）÷ 採用者数）× 100

当該年度中に新たに採用された障がいのある職員のうち、６か月経過時点及び１年経過時点で継続して勤務している職員の割合。

Ⅱ 令和 7 年度の取組概要

計画では、障がい者雇用を推進するための方策と教員の雇用拡充に向けた取組を定め、障がい者の活躍推進に取り組むこととしています。

令和 7 年度において、計画に基づき実施した主な取組は次のとおりです。

1 障がい者雇用を推進するための方策

(1) 障がい者に対する理解促進

- 「障がいのある教職員の状況調査」(6 月実施)や「障がい者活躍推進計画に基づく取組状況調査」(以下、「取組状況調査」という。)(11 月実施)などの機会を通じて、全ての所属長に計画を周知し、基本的な考え方や取組を共有しました。
- 新任校長研修において「学校における障がい者雇用の推進」をテーマに研修を実施しました。
- 公共職業安定所の精神・発達障害者雇用トータルサポーターや教職員課の障がい者雇用トータルサポーターを講師として、新たに障がいのある学校業務支援員等が配属された学校の校長やサポーターを対象に「障がい者雇用サポーター研修」(8 月実施)を開催し、障がい種別ごとの特性や基本的な配慮事項等を紹介するとともに、研修参加者との意見交換を実施しました。

(2) 障がいのある職員一人ひとりに応じた業務の工夫

- 新たに障がいのある学校業務支援員が配属された学校等に対し、障がい者雇用トータルサポーターによるヒアリングや学校訪問を実施し、必要に応じて業務の進め方などに関するアドバイスを行いました。
- 取組状況調査の実施に際し、取組事例集を配布し、事例の共有を図りました。

(3) サポート体制の整備

- 障がい者の就労や相談支援に関する知識、経験を有する「障がい者雇用トータルサポーター」を配置(1 名)し、学校からの相談対応や新たに配属された学校業務支援員のフォローアップ等を実施しました。
- 障がい者雇用サポーター研修において、障がいのある職員が配属されている学校の所属長やサポーターによる意見交換を実施し、各校での様子や課題を共有しました。
- 新たに 1 名の「障害者職業生活相談員」を選任しました。
(令和 8 年 3 月時点：事務局及び県立学校 6 校で各 1 名の計 7 名を選任)

(4) 障がいのある職員一人ひとりに応じた働き方の工夫・検討

- 「教職員の勤務条件(勤務時間と休暇)に関する基礎知識」において、障がいのある公立学校職員の早出遅出勤務制度の周知を行いました。
- 学校業務支援員の勤務日数について、職員の申し出により、基本となる勤務形態から勤務日数を減らすなど、障がいの状況や体調に配慮した勤務日数を設定しました。
- 取組状況調査の際に、ICT を活用した取組事例に関する項目により、事例の把握に努めました。

2 教員の雇用拡充

- 高校における進路ガイダンス等において、障がいの有無にかかわらず、すべての人が働き続けられる仕事であることなどを伝え、教員をめざすきっかけづくりを行いました。
- 教員をめざす障がい者が、本県の教員採用選考試験に多数応募していただけるよう、大学における採用試験説明会等において、障がい者を対象とした特別選考等の制度の周知を行うとともに、障がいのある教員が働く様子や職場環境などを伝えました。
- 令和7年度実施の教員採用選考において、以下のような配慮を行いました。
 - ・ループ持ち込み
 - ・筆記試験会場等における座席の配慮※一般選考受験者を含む。
- 令和7年度実施の教員採用選考では、障がい者を対象とした特別選考の募集人数を約10名として実施したところ、4名の申込があり、3名が受験しました。

III 今後の対応

引き続き、本計画に基づき、障がいのある職員にとって働きやすく、それぞれの個性や能力を発揮できる職場環境づくりをより一層進めるため、次の取組を実施します。

- 教育委員会事務局や学校において、共生社会実現の意義、障がい者雇用に対する理解の重要性に関する認識を深める取組を行います。
- 障がいのある職員が、その個性や能力を発揮し働くことができるよう、一人ひとりが置かれている状況をふまえ、業務内容や業務の進め方、業務分担などを工夫します。
- 障がいのある職員が職場に定着し、長く働き続けるため、相談や会話がしやすい環境の整備や外部専門機関のアドバイスを受ける取組など、サポート体制を整備します。
- 障がいのある職員がその能力を発揮し、継続して働くことができるよう、勤務時間や勤務形態を工夫します。また、障がいの状況に応じ、職場等における介助や通勤への必要な対応について検討します。